

黒部市告示第3号



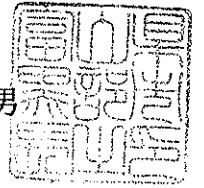
字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による県営公害防除特別土地改良事業黒部二期地区（石田中部換地区）の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成18年1月23日

黒部市長 堀内 康男



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「岡」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
黒部市	堀切		95の2、96の2、121の2、122の2の一部、 122の3、147の2、148の2、149の3

上記の区域内にある市有地の全部を含む。